
令和8年 第1回(定例)由布市議会定例会会議録(第4日)

令和8年3月5日(木曜日)

議事日程(第4号)

令和8年3月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(17名)

1番 渡辺 彬君	2番 津田 貴之君
3番 生野 友子君	4番 小山 和義君
5番 高田 龍也君	6番 坂本 光広君
7番 吉村 益則君	8番 田中 廣幸君
9番 加藤 裕三君	10番 加藤 幸雄君
11番 鷺野 弘一君	12番 甲斐 裕一君
14番 佐藤 郁夫君	15番 渕野けさ子君
16番 佐藤 人巳君	17番 平松恵美男君
18番 佐藤 孝昭君	

欠席議員(1名)

13番 長谷川建策君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長	古長 誠之君	財政課長	大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長			米津 康広君
防災危機管理課長	赤木 知人君	会計管理者	平野浩一郎君
建設課長	衛藤 武君	都市景観推進課長	伊藤 学君
農政課長	新田 祐介君	水道課長	平山 浩二君
商工観光課長	大塚 守君	環境課長心得	小俣 功君
福祉事務所長兼福祉課長			後藤 昌代君
高齢者支援課長	田代 由理君		
挾間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長			一野 英実君
教育次長兼教育総務課長			安部 正徳君
消防長	大嶋 陽一君		

午前10時00分開議

○議長（佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。

議員及び執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

なお、議案質疑に係る発言通告書の提出締切りは、本日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は17人です。長谷川建策議員から欠席届が出ています。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、タブレットに掲載しております議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（佐藤 孝昭君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次、質問を許可いたします。

まず、4番、小山和義議員の質問を許可いたします。小山和義議員。

○議員（４番 小山 和義君） 皆さん、おはようございます。佐藤孝昭議長の許可をいただきましたので、通告に従って、一般質問させていただきます。

その前に、今回初の一般質問ということで一言述べさせていただきます。合併２０周年大変おめでとうございます。私は合併反対の立場でした。それはもう簡単な理由で、組織が大きくなるほど行政サービスが届きにくくなるという理由です。まさに今、由布市が直面しているのは大きくなったゆえの様々な課題、新しく全然個性が違う３町が一緒になり、それを今乗り越えて２０周年がありますが、いよいよ高齢化、少子化とたくさん懸念された問題がだんだんと顕在化してきている中、その市民サービス、細やかなサービスというところが問われるんじゃないかなと思っております。

先日ありました、はさま未来館で行われました合併２０周年の式典、内容は大変すばらしかったなと思っています。やっぱりこれから由布市が抱えるごみ問題を主題において、アトラクション、最後は人気ストリートピアノのハラミちゃんも来るという、すごい企画だったと思います。ただ残念なことに、渡辺議員も指摘していましたが、参加者が非常に少なかったということです。企画、立案、すごい時間と経費とかかかって、多くの職員の方がやられてきたことと思いますが、その成果というのは、やっぱり市民が来て参加して、初めて評価されるものだと思います。そこら辺の告知とか知らせとかいうか、それをもう少し徹底したほうがいいんじゃないかと思っています。

今回、この議会の中でもたくさんいろいろな情報をいただきまして、そんな制度もあったのかなという思いです。それが、やっぱり市民に知らされない限り活用されないということなので、今年２月に、新人議員で研修会に福岡に行ってきました。長崎の総合科学大学の宮本正一さんという方の講義を聞きまして、議員としては積極的に市民相談を受けてくださいと、それが本人の肥やしにもなるし、なおかつ受けたんなら、その相談内容というのは、その人１人のものじゃない、多くの人が共有しているものだから、ぜひ発信してくださいと、今発信する手段はたくさんあります。同様のことが、多分市政にも問われているんじゃないかと思っています。発信するということは、やっぱり行政職としてはちょっと苦手な分野かもしれませんが、ぜひ発信に重きを置いていただきたいなと思っております。また、その評価を受けることによって、それに取り組んだ職員の方のやりがいというのにつながっていくんじゃないかなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

もう選挙が終わりまして、久しくちょっと選挙の感がないんですが、１回目の質問ということで、私が選挙に出たときのテーマとしてはつなぐということでした。それは、人と人、地域と地域、人と情報。２０２０年４月に緊急事態宣言が発令されて、いろんな行事ができなくなりました。それによって、ただでさえ地域、コミュニティーが疎遠になる中、一層の拍車がかかったよ

うな気がしています。これから地域の持つ役割ってより大きくなっていく中で、その分断された人たちが、行われなくなった多くの行事等を思うと、やっぱり人と人をつなぐってということすごい大事だな、それと確かな情報を伝えたいなという思いで、つなぐをテーマに選挙をさせていただきました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。1番、農業政策について。合併20周年を迎え、就農状況の推移と耕作面積の変革を踏まえた今後の取組について教えてください。

2番、由布市水道事業について。南海トラフが懸念される中、地震に対する取組について教えてください。

3番、地域公共交通について。ユーバスの利用状況と公共交通の再構築へと国土交通省が大きくかじを取ったことについて教えてください。

4番、2030年問題について。由布市は5年後に75歳以上の人口がピークを迎えますが、老人介護、認知症対策について、どのように考えているか教えてください。

5番目、湯布院盆踊り大会について。参加地区の減少がコロナ後顕著です。伝統行事や文化の継承について、お考えをお聞きます。

以上です。再質問は、この席でさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、4番、小山和義議員の御質問にお答えします。

私からは、20周年を迎え就農状況の推移と耕作面積の変化を踏まえた今後の取組について、お答えをいたします。

農林水産省の農林業センサスによれば、由布市内では、平成17年に2,239ヘクタールあった耕作面積が、令和2年には1,555ヘクタールと、15年間で約30%減少しております。そうした中、市では、新規就農者に対する補助制度の拡充、研修制度の導入、さらに県の普及指導員やJAの営農指導員からの技術支援及び情報交換のフォローアップの充実を行ってきたところです。こうしたことから、新規就農者が増加をしております。令和2年度から令和6年度までの市内の新規就農者数は合計で36名、年平均で7.2名となっております。

今後の取組といたしましては、東京、大阪、福岡、大分市で開催される就農フェアに積極的に参加し、由布市での就農希望する方を増やしてまいりたいと考えております。そして、就農希望者には、ファーマーズスクール等の研修制度の紹介や短期研修を実施し、就農する際の理想と現実のギャップを理解していただいてから、就農に向けての準備と研修に入らせていただきます。さらに、就農研修終了後、営農を開始した際に、補助制度による支援や、県の普及指導員及び市・JAの営農指導員による技術支援等のフォローアップを継続して行い、新規就農者が直面する営

農上の課題や問題点を解消し、農業を継続できるよう支援を行ってまいります。

私からの答弁は、以上でございます。他の御質問は、担当課長より答弁をいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。

南海トラフが懸念される中、地震に対する取組についてとの御質問ですが、上水道施設や水道管の耐震化を計画的に取り組んでおります。まず、由布市内にある約426キロメートルの水道管を、耐震性のある水道管に更新しております。さらに、老朽化をしている挟間浄水場浄水池も耐震性を図るため、令和6年度から工事に着手し、令和9年度完成に向け事業を進めております。

今後も継続して、施設の耐震化や管路の更新を計画的に進めて、市民への安定供給に努めてまいります。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。

まず、ユーバスの利用状況についてですが、現在市内30路線の運行を行っております。30路線のうち25路線は定時定路線の運行を行い、5路線は予約制乗合型のデマンド運行を行っております。利用状況ですが、年間2万2,880人が利用しております。しかしながら、利用者は前年度比で2,892人減少しており、このような状況を踏まえて、利用者の少ない路線については、予約制乗合型のデマンド運行に運行形態の切替えを行っているところです。

公共交通の再構築へと国土交通省が動き出したことについてですが、国土交通省の最近の動向は、地域公共交通の需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどの交通DX、車両の電動化などの交通GX、官民・交通事業者、他分野との3つの共創を柱として、利便性、持続可能性、生産性を高めるように地域公共交通の再構築を進めるとしています。

由布市におきましても、今回策定した第3次総合計画で、現状の交通動態や市民ニーズを的確に把握した上で、公共交通の利用促進に向け、運行形態の見直しやタクシー会社との連携によるデマンド化、必要に応じたルートを検討を行い、高齢者の外出支援や買物支援などを踏まえ、福祉や医療、教育、商工分野等の連携した横断的な施策を推進し、利便性、持続可能性の高い地域公共交通ネットワークの再構築を目指してまいります。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。

由布市の5年後、75歳人口がピークを迎えるに当たり、老人介護と認知症の対策についての

御質問ですが、2030年問題に向けた対策として、まず初めに地域包括ケアシステムの深化であります。由布市においては、「みんなでつくる 自分らしく健康に 地域で安心してくらする 支えあいのまち」の理念の下で、地域の共助の仕組みづくりとして取り組んでおります。この地域包括ケアシステムの構築として取り組んできた医療、介護サービスの基盤や提供体制は、一定程度整備が整ったと考えております。

これからは、2040年を見据えて、医療、介護サービス等の質の向上、確保、日常生活圏域内にとどまらず、隣接医療圏域等に連携できる体制づくりが求められていると考えております。今後ますますの在宅医療、在宅介護サービスの提供体制の拡充を目指して、地域包括ケアシステムの取組を加速化してまいります。

次に、認知症施策の推進についてですが、地域全体で認知症の方や御家族を支えられるように、認知症サポーター養成講座や認知症予防教室を開催し、平成29年より作成している認知症安心ガイドを配布しております。こちらは、各庁舎でも配布しております。また、認知症地域推進員を各中学校区に1名以上配置し、認知症に関する相談対応や普及啓発、認知症カフェの支援等にも従事しております。認知症カフェには、高齢者支援課の担当職員も参加し、地域の声を傾聴することで認知症基本法の理念を具現化し、当事者や御家族、市民の皆様と共に温かい地域社会の構築に向けて邁進してまいります。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。ゆふいん盆地まつりの盆踊り大会についてお答えいたします。

8月16日に行っています盆地まつりにつきましては、事前の説明を、まつり推進委員会を例年6月に行い、その推進委員会にて該当の自治委員さんにお祭りの概要、当日の進行について説明しております。盆踊りの参加につきましては、令和5年は208名、令和6年226名、令和7年209名の皆様の御参加をいただいております。議員御指摘のとおり、コロナ禍によりまして令和2年、3年、4年と盆踊りの実施が途切れたことも一因しまして、近年、参加者が減少し踊りの輪が小さくなっております。今年度も踊りの輪が整うまでに、少し時間がかかりました。

令和8年度につきましては、御指摘の件につきまして、祭りを企画していますまつり実行委員の皆さんと共に、今一度よく協議いたしまして、できる限り円滑に盆踊りの輪が整うように、本年6月開催の推進委員会にて説明をさせていただきます。また、祭りに係ります伝統行事、文化の継承につきましても大変重要な事項であり、今後も積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） ありがとうございます。

では、農業政策、１番から行きたいと思います。先輩議員でもある、今、県議の二ノ宮健治さんも訴えられている政策と僕はほとんど一緒に、政策的に非常に農業って難しいところで、僕もまだ稲作農家しかないので、梨のこともほかのことよく分かっていないので、徐々にそこら辺は細かいところを進めていきたいと思っておりますが、今日は、概略というかお願いとかを話したいと思っております。

私４０年ぐらい前に、国際農業者交流協会というところの主催で、海外研修、農場に住み込みで働くというのでアメリカに行きました。その頃、有機農家ってほぼゼロでした。探すとカリフォルニアに、当時ヒッピーって言われている方がほんの少しやっている程度で、ただ驚いたのが、彼らのバイブルというのが、日本の福岡正信さんという方が書かれた「わら１本の革命」というのがバイブルになっていまして、それから４０年たって２０１８年に、うちの娘がまた同じプログラムでアメリカに行ったんですが、がらっと変わってまして、ほとんど有機農家になっていました。

この変化はどうして起きたのかなってちょっと調べてみましたら、２０１０年ぐらいから遺伝子の組換えということが始まりまして、そのことが始まった翌々年ぐらいから、アメリカの子どもたちに健康被害、アトピーがすごい増えて、それを心配したお母さんたちが、この原因は何だろうということで調べていくと、どうもやっぱり遺伝子組換えの食品ではないかと。遺伝子組換え、GMOって言われるけど、どのように組み換えられるかという、土壌細菌の遺伝子を入れることによって、特定の除草剤が効かない作物ができます、麦、トウモロコシなんか。そうすると、畑にしても田んぼにしても、とにかく草を抑えるってのは、すごい収穫にとって大事なんですが、作物がある上から除草剤をかけられる、で、作物だけ残るという遺伝子の組換えが１つと、もう一つが、殺虫たんぱく質を作る遺伝子を組み込む、そうすると、トウモロコシとか実がなるものに虫がついて、それを食べたときに虫が死ぬという遺伝子です。で、それを組み込むことによって、その食品に残留するんじゃないかっていう疑いをお母さんたちが持たれて、で、排除していったら、病気が本人の自然治癒力でほとんど治っていった。

それで、その運動がだんだんと全米に広がって、ママズ・アクロス・アメリカという組織ができて、全米で買わないという運動が起きました。その組織は、今、日本にも少しできています。その遺伝子組換えで作られた作物がそのまま、作られていないので、いまだに作られています。で、それはどこに行っているかと言いますと、ヨーロッパは非常に厳しくて、疑わしきは規制するという方針なので、まだそういう新しく出た生産技術の分からないものは、原則として入れない。ロシアも、大統領は全く生産も輸入もしない。で、それはどこに行っているかと、どうも日

本に来ています。で、どのように使われているか僕はちょっと分からないんですが、家畜の飼料になっているのか、人の口に入っているのか。ただ、来ていることは間違いないようです。それが2017年に、残留農薬の法律が改正されました。それは、今まで残留農薬の基準値が5ppm以上だといけないという指針が改正されて、6倍の30ppmまでいいよという形になりまして、それで輸入できるようになったようです。

こういうふうに緩和される国というのは、取りあえず日本以外にない、これも基本的に厳しくなっています。そういうちゃんとした情報というのがなかなか伝わらないという現在を危惧しています。これから地方の時代が来るなって思っているのは、そういうやっぱり生産現場、畑、田んぼと近いところに住んでいる人たちが、やっぱり顔の見える関係で、できたものを買うということがすごい大事になってくる。アメリカのお母さんたちがしたように買わないという選択は、僕たちもまだ残されていると思うんで、皆さんが何を買うかっていうのは、選挙のときに誰に投票するかと一緒に、その商品を応援しているっていうことなんで、その意識のことを今回ちょっとお話ししたいなと思って話をさせていただきました。

農業政策については、基本的に国はアメリカに倣えて、大規模経営を目指していますので、北海道でかろうじて実現可能なかなという程度で、なかなかこういう中山間地に適した大きな政策はありません。それでも、新規就農を支える就労補助金、研修から就農した後のお金が出ているのはすごいありがたいんで、これをぜひ活用していただいて、1人でも多い農業者をつくるということがやっぱりすごい大事なことになってくると思います。

二ノ宮さんも夢に見たって広報に書いていましたが、食糧危機ですね。今、日本の食糧自給率は、カロリーベースで計算されていますけど38%とされています。じゃ、実際はどの程度なのかというと、今、高市首相も非常に危惧している台湾有事。今、イラク、イランですか、に戦争したことによって、ホルムズ海峡から原油が出ないという事態が、やっぱり台湾有事のときに起きます。そうすると、日本って9割以上の種子を海外に依存しています。9割以上の肥料、現物であったり原材料であったりを依存しています。あと動物の粗飼料も全て9割以上依存しています。

その中で、物流が止まるということは、本当に日本にとっては危機的なことでして、そのことを東大の特任教授の鈴木宣弘先生という方が書かれています。そうなった場合、日本では多分7,000万人ぐらい死ぬんじゃないかって言われています。そうならないように、やっぱり地方で、それぞれの地域で、農業に対する取組というのは本当に本格的に指導していかないといけないなということを思っています。その理解を皆さんにしていきたいのと、正しい認識を持っていただけると嬉しいなと思っています。農業政策については、以上で終わります。

2番目、由布市の水道事業について。ずっと南海トラフ、もしくは日向灘沖地震ですね。でも、

聞いたところによると、挾間は地震の大きな被害ってあんまりないということなんですけど、とにかく今の給水場の施設に1本のパイプで上がっていますので、万が一ひびでも入ったりしたときには、全く供給できないという事態は想定されるので、そのことについて聞きましたが、対策は具体的にもう一回言ってもらっていいですか。どういう対策ありました。

○議長（佐藤 孝昭君） 水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。お答えいたします。

挾間の導水管が災害等で破損した場合の対応ということだと思いますが、挾間の導水管が破損して取水ができなくなれば、挾間地域の給水区域全体が断水となりますので、このような災害が発生し断水になる場合は、由布市地域防災計画にのっとり応急給水を開始するとともに、公益社団法人日本水道協会発行の地震等緊急対応手引に沿って、日本水道協会に応援要請を行い、大分県内外の会員に応急給水支援をお願いすることとなっております。

この応急給水支援とは、能登半島地震におきましても、この手引きに基づいて全国の会員に応援要請があり、約130台を超える給水車が活動した実績があります。このように大規模な断水事故が起きた場合の相互応援を行う全国的な体制が、日本水道協会で構築されております。

また、大分県薬剤師会、薬剤師検査センターとの応援協定による緊急の水質検査と、給水車の借入れ体制を整えております。さらに、由布市管工事組合9社と災害時における応急処置の協力について協定を締結しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。

取りあえずタンクの中で1日分ぐらいあると聞いていますし、ぜひ現実に起きたという前提で、ぜひ捉えてほしいなと思っています。

それと、今、森林整備課が進められている山の間伐事業ですね。森林環境補助金でしたかね、が適用されて、うちの地区でも適用して間伐をしていただくんですけど、大変山の保水力って、やっぱり管理によって大分変わってくると思います。水資源ってほとんど山なので、あの山の管理について少し話をしたいなと思います。

土砂災害が起きたときって、杉山がだーっと流れている景色ってよく見たと思うんですが、あれを災害起きるたびに現地に行って調べた方が熊本におられまして、その方いわく、大体木というのは、地表部と地下部って大体同じ形なんですけど、基本的に。ただ杉に関しては、根が異常に張っていない。で、その原因がどうも育苗の仕方にあるんじゃないかと。昔は、実生っていいまして種から作ってたんで、親とは違う性質になるけど、根が、直根が入っていたらしいんですが、それを挿し木という手法で、親と全く同じ性質、真っすぐな木とか、あとちょっと変わった

絞りがあある木とかいうのを固定したかったら、枝を挿すと取れるんですね。で、その挿し木によって、ちょっと形状変わって、根が張らない杉になってしまった、見たということを聞いています。なので、まず間伐を徹底するのと、あとできれば、雑木がやっぱりすごくいいと思っています。

もう今機械が入らない、大型作業機械が入らないような山というのは、切り出しほぼ不可能なので、それはどんどん雑木に変えていただけると、水資源って徐々に復活してくるんじゃないかな、ちょっと長いスパンですが、そう思っています。そう思って、ちょっとかなりの量、由布市から別府市のほうに水が行っているというのを聞きましたんで、別府市のほうと野焼きをしている扇山にもし植林したらどうなるかなという話をしました。で、95ヘクタールありまして、20万本ぐらい植えられるかな。熊本に吉無田水源という水源があつて、無田ってつくところってほとんど水がないところなんですね。でも、今すごい30町村を潤すぐらいの水がある、それは江戸期に、何本植えたか分かんないですけど、1,000万本ぐらい植えたんじゃないかって言われていますが、全くなかったところに水が、今は、たわわにあります。

なので、長い取組になりますけど、そういう植林の木の選定を少しずつ変えていくことによって、多分水事情って全然変わってくると思いますので、ぜひ課をまたいで連携で取り組んでほしいなと思っています。

では、次、地域公共交通についてに移らせていただきます。地域公共交通の現況をあまり住民の方から聞く機会がなくて、今回は大方のガイドラインを聞こうかなと思っていたんですが、先日回った回覧で、湯布院地区の塚原地区と湯平地区のスクールバスが廃止になりますという回覧を見まして、こらまた急やったなと思っていましたが、そうすると、問合せが瀏野議員のほうにあつて、湯布院のことなんで、たまたま今日僕がこれをテーマに挙げていましたので、連絡ありまして、で、僕も全く知らなかったんですが、スクールバスにやっぱり一般の人も少し便乗させて、ほかではちゃんとシステムのやっている混乗というやつを、由布市はやっていなかったんですけど、実際、多分運転手の計らいだと思いますが、やられていたらしくて、非常に困っているという方から2件電話をいただきました。

最初に言いましたように、やっぱりそういう細かいケアって大変難しいと思うんですね。多分地元のニーズを聞くときには、やっぱり自治委員とか、そういう代表者になると思うんですが、自治委員の方で車を持っていない方って、まず自治委員になれないと思うんですね、会議もあるし。ということは、やっぱり実際使っていない方がなっていると、どうしてもやっぱり現状って把握しにくいんじゃないかなと思っています。なので、もうできれば市民の方というか、そういう検討する会を、市民の方でやりたい方がいるんなら、つくってやられたらどうかなという、ほうが細やかな手当てができるんじゃないかなということをちょっと思っていますが、いかがでしょ

うか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。お答えします。

今回スクールバスの廃止によって、湯布院地域では湯平と塚原の方が今までスクールに混乗していたんですけど、その方たちが乗れなくなって、ほかの地域と同じように週2回2往復の運行のバスに乗ってもらうこととなります。で、今回スクールが廃止することによって、一般の方が混乗していた方には、うちの課の職員が直接その方とお会いして、スクールバスが4月から廃止になるという説明をして理解をいただいたところでございます。

今議員御指摘のとおり、バスのことを考える会とかいうことについて、検討するべきじゃないかということですが、そういった意見を聞いて、参考にはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） 混乗を使われた方の同意をいただいたということでしたが、私にかかってきた電話の内容では、バス停に行ったらいきなり中止になるという貼り紙があっぴくりしましたと申しましたが、その実際に話された方というのは、どういう情報を基に乗車していたか調べられたんですかね。そこら辺よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。お答えします。

湯平コースに乗られていた方につきましては、バスの運転手さんにどういった方が乗るかというのをお聞きしました。また、実際に職員もそれに乗って、一般の方、乗っている方に説明をいたしました。塚原コースにつきましては、塚原地区に出向いて、また湯平同様どなたが乗っていたかということをお聞きして、説明をいたしたところです。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。

多分漏れていたんでしょうね。地域交通って、もうどこもやっぱりすごい大きな課題だと思います。裏返しを言えば、これをきちんとできたらすごく住みやすい魅力のある町になっていくんじゃないかなと思います。

近隣の市町村いろいろ調べさせてもらって、一番よかったと思うのは、やっぱり九重町のデマンド型ですかね。地域ごとに、あそこもエリアが広いので、車を4台配って運用は任せているんですが、九重町ってやっぱり基本買物は玖珠町になるらしくて、その御老人に問合せがあって、

じゃどうやって行ったらいいかな、その地域内出ないんで、玖珠町までは行ってないんで、どうしているのかなって聞いたら、ちゃんと受付窓口、対応するコールセンター、1人常駐してまして、その方に電話かかるようになっていて、どこまで行きたいんですかということ聞いて、どこまで行きたいって言ったら、じゃバスに何時に乗ってもらって、汽車が何時にありますんでという細かな案内をしているそうなんですよ。それによってすごい乗客も増えているということなんで、ぜひこれって由布市にとって、やっぱりエリアが広いので、ぜひいろんな形で取り組んでほしいなと思っていますし、その会に、やっぱり使っている住民の方もいろんな形で入れていただけと助かるなと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。お答えします。

市といたしましても、このユーバスの収支率等を計算する中で、昨年10月からなんですけど、庄内地域では、みの草・平石地区とか、上切畑地区とか、コミュニティバスの利用が少ない地域においては、予約制の乗合型のデマンドに切り替えているところです。また、庄内地域では庄内駅と小野屋駅を結ぶ循環型バス等を運行しているところです。JRとの乗り継ぎにつきましては、お客さんから問合せがあったときは、この時間のバスに乗ればこの時間のJRに乗れるよとかいうような対応は、職員がしておるところです。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。

国土交通省が大きくかじを切って、なおかつ今年、2月27日から1か月間ほど「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトのいろんな施策、資金をたくさん掲げています。申込期限が今月末なんですけど、これにつきましては、何か申込みはされましたか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。お答えいたします。

由布市内においては、交通の空白地域というのはないという認識をしておりますので、その事業については、申込み等はしておりません。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。

国土交通省のほうで、今はもう交通資源の徹底的なシェアリングということで、スクールバス、福祉車両含め、を一般に開放し、取りあえず新規に何かを入れるというのではなく、今あるものをどうかして連携して使っていくかという、プラス、貨客混載という、バスに宅急便の荷物を積

んだり、宅急便の空いているところに人を積んだりということも考えているそうなので、ぜひそれぞれの地区に合った取組を進めてほしいと思います。よろしくお願いします。

それでは、4番、2030年問題について。包括ケアシステムの運用をする上で、包括ケアの職員で必要な資格というのは、何かありますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。お答えいたします。

資格は、医療連携の方でいろいろな方がいまして、ケアマネの方も入っていますし、社会福祉士の資格を持っている方とか、多岐にわたっております。正確な資格の一覧表を今お持ちしていないので正しくは一覧でお答えできないんですが、医療と介護で施設で勤務している方の資格の皆さんで集まって、この協議会の運営しているところになります。当然、医師の方も入っておりますので。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。

3種類ぐらいいろいろ何か資格必要で、ということは、万が一欠員が生じたときに補充するのは非常に難しいと聞いています。今、産休の方もおられて、結局その産休の方の穴埋めに、雇用を入れたいと募集していますが、来ない。やっぱりそういう有資格者の方が短期的に来るということは、まずあり得ないと思いますので、結局その1人いない分の仕事は、ほかの職員が分担せざるを得ない。なおかつ現場は、まずその支援を必要とされている、この予防ってすごい大事なことだと思うんですけど、支援をされている方との信頼関係ができないことには、まず始まらないらしくて、何度もお伺いして、信頼関係ができた上でいろんな提案がやっとなんかという意味で、ある意味すごい大変な仕事なんですね。その資格以上に、コミュニケーション能力であったりとか、いろんな方の意見をまとめたりという意味で、すごい大変な仕事なんです。

これがいいよ、ますますこれから2030年に向けて、高齢者人口が増えていくというところで、65歳以上の方の比率が増えると、補助金とか国からのお金も増えるらしいんですが、それは増えないけど75歳以上が増えるということで、老人介護、認知症に対しての資金的な面というのは、やっぱり減る方向にあるんですか、それとも現状維持でしょうか、教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。お答えいたします。

資金と申しますか、地域支援交付金というのがありまして、それは、今おっしゃったように、高齢者人口等いろいろなことを計算してそれぞれ配分がありますので、今のところすぐ減るとかということでは、まだちょっと算出していないのではっきりとしたお答えはできませんが、いろん

なことを鑑みて算出しているってことだけは言えますので、ちょっと今年度どうなるかというのは、まだはっきりとしたお答えはできませんので、すみません。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。

資金的なことってやっぱり大事で、今大変うまくいっている状況と聞いています、包括ケアセンターは。ただ、今の現状を維持するのがやっぱり、職員の平均年齢も上がってしまして、万が一補充するとかいうことになると、やっぱり由布市で働くよりも大分市という方が多いそうなので、ぜひそこら辺考え、またその資金のほうで、今後減らされることがないかどうか、ちょっと市長のほうに一言聞きたいんですが。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをいたします。

基本的には減らす方向は考えていないんですけども、県、国の基準とかいうのは、毎年変わります、人口とか、いろんな要素でですね。それに見合った形で、基本的に対象者が増えている状況がありますので、減らすということは考えていないんですけども、さっき議員が御指摘のように、増やすにしても求人が大変難しい状況ではありますけども、今後とも努力して必要な人材は確保していきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） 先ほども現場がすごい大変な状況であるということ、言ってみると、本人だけじゃなく家族全体であったりとか、住んでいる家であったりとか、何かいろいろと問題がたくさんあると聞いています。

ちょっと福祉課長に聞きたいんですが、重層的支援体制の整備事業について教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（後藤 昌代君） 福祉事務所長です。お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられましたように、現在は8050問題やヤングケアラーのように、複数の課題が複雑に絡み合っているものが増えております。そういう複雑化、複合化した課題に対応するために、既存の相談支援の枠組みを超えて、属性や世代を問わず、包括的に住民を支える体制をつくるための事業が、重層的支援体制整備事業でございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。

いろんな制度が、やっぱり単独ではできなくなっている状況に、いろんな面であると思いますんで、ぜひいろんな課が絡み合って、非常に、老後やっぱり安心安全で暮らせるというのは、や

っぱり町の一番の魅力だと思っていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

では、最後のゆふいん盆地、盆踊りのことなんですが、自治委員の方が最初の会議でいろいろ要望を毎年出しますが、あまり反映されていないということをよく聞きます。特にまた、分かりやすい例として盆踊りなんですが、昔、コロナ前、ほとんど全地区から、川西を除いて全地区参加していた盆踊り大会なので、会場は新町のメイン通り、駅前通りを歩行者天国として会場として設置して、やぐらの位置とか全然変わっていないんですが、参加人数が減っているのにもかかわらず、毎年、説明図面では二重の輪になっていて、結局二重の輪でつくり始めたら、人がいなくて走って一重になるみたいな感じなので、今年どうであったので来年という引継ぎですね、そこら辺が行政の中でどのように行われているのかというのを、ちょっとお聞きしたかったんですけど、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

改めまして、議員より御指摘、御質問いただきまして、基本的なPDCAサイクルといえますか、ちゃんと計画、そしてその後の評価、そして改善という形を改めて自覚したところでございます。御指摘のとおり、昔の輪、2列の輪でやっておりました。今回1列になって、輪が整うまでに少し時間がかかり、また本来はゆっくり輪を整えるのが盆踊りなんですけども、少し走ったりもありました。そういったのは、今回担当とも話して、次の、今年行われます盆踊りの中ではそういったことがないように、実行委員会としてそこは把握して改善すべきだということは、課内で把握したところでございます。

また、もう一つ勉強させていただいたのが、担当1人に任せるんじゃなくて、これは大きな祭りですので、課全体で、みんなで気を遣って祭りをつくり上げるという、そういったのも課の職員と、それと私自身も、監督者として対応していくのが必要だと自覚したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） 由布市の財政カード見ますと、経常収支比率って96%を超えていますし、人件費の割合も3割を超えていて、人も多分これ以上増やせないんじゃないかなという危険なラインにあります。今後、人がもし増やせない状況だとすれば、それぞれの課の方がだんだんと専門的になっていくしか、今後の多様化するニーズに対応できないんじゃないかなということを思っています。新しく就職された方は、最初のうちいろんな課を回っているいろんな勉強をするのは大変いいことだと思うんですが、人それぞれやっぱり個性がありますんで、その人に応じた職種、本人の希望があれば希望を聞きながら、なるべく年がたつにつれて、専門職の職員を育てていくという方向で進んでいってほしいな。昔、湯布院町時代、農政課に行けば、この人がい

れば大丈夫みたいな人は必ずいました。それは、庄内の方からも言われました。ぜひそれぞれの場所に専門職の方を育ててほしいと、それはもう取りも直さず、課、その子らにとって仕事が行やすいことだろうと思っています。毎年同じ陳情というか、質問に行ったときに、新しい新人の方がやっぱり慣れるまでに時間があつて、やっと慣れた頃にはいなくなるということをよく聞いていますので、そこら辺、今後なるべくその専門職の方というか、それぞれの人に合った方向で取り組んでいくという考え方は、どうでしょうか、誰か。

○議長（佐藤 孝昭君） 通告外ですが、答えられる範囲で。総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、組織の中では、ジェネラリストとスペシャリストと両方必要ではないかなというふうにも考えておりますし、特に、今議会合併とかいうワードがよく出てくるんですけども、合併のときに、やっぱり専門的な職員の育成というようなところは題目に掲げられていた部分もありますんで、その辺がやっぱりどうしても、まだまだ町レベルの自治体の中で、どれだけ専門的な職員を育成できるかという難しい部分ありますけれども、そこに挑戦しながらやっていって、今までの先輩方もそうしてきたというふうに思っておりますし、今後もそういうふうなことを続けなければならないなというふうには考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 副市長。

○副市長（小石 英毅君） 1つだけ御紹介でございますけれども、先日の大分合同の記事にも出ましたが、DXの活用が専門的な職員の資質の向上に大変資するものだと思います。今、DXでうちやっているのが、都市景観推進課の、ここは規則、条例とか法律とか許認可がございますので、最初にぽつと行っただけでは、なかなか勉強して専門家並みになるというのは時間かかるんですけど、それをDXの力で、例えば、湯布院のこの地域とかですれば、その土地はこういう規制がありますというのをAIが出してくれる、そういったものを使いながらスキルを磨いていくと。これが今から、限られた人員なんで、大変必要だろうと思っています。都市景観推進課がまず行うことによって、そういう業務をやったことで、次は農政がやるとか、いろいろ今後広がっていくと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。

退職される方々、本当にお疲れさまでした。一般市民の目で、また行政のほうにぜひ関わっていただきたいなと思っています。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、4番、小山和義議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（佐藤 孝昭君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

次に、5番、高田龍也議員の質問を許します。高田龍也議員。

○議員（5番 高田 龍也君） おはようございます。日本保守党所属地方議員、5番高田龍也、議長の許可をいただきまして、一般質問を行っていきたくと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、通告にのっとり質問をしていきます。よろしく願いいたします。

今回は1つです。項目は多岐にわたりますが、1つの質問をいたしますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

1、湧水及び泉源を含む水資源保全と公衆衛生確保について。由布市は中山間地域であり、地下水、河川水、農業用水、湧水、温泉の泉源といった多様な水資源に支えられています。特に湧水は、生活用水や地域の景観、観光資源として重要な存在です。また泉源は、本市観光産業と地域経済の根幹をなす基盤資源です。これらの水資源は、地下水脈によって相互につながっている可能性があり、地表の行為が将来的に湧水量や泉質へ影響を及ぼす懸念も否定できません。墓地や土葬など、土壌、地下水と関係する行為については、公衆衛生だけではなく、水資源全体への影響という観点からも検証が必要ではないのでしょうか。

1、湧水、泉源の位置づけ。本市において、湧水、温泉泉源は、水源保全政策の中でどのように位置づけられていますか。地下水保全の枠組みの中で、明確に保護対象とされているか伺います。

2、許可審査と水質影響評価。墓地や土葬に関する許可判断において、湧水への影響評価、泉源への影響評価、地下水流動解析は制度的に義務づけられていますか。もし個別判断に委ねられているのであれば、科学的客観性をどのように担保しているか伺います。

3、距離、地質、水理基準。市として、湧水からの距離基準、泉源からの距離基準、地下水面までの深度透水係数、斜面角度について明確な数値基準を設けていますか。基準がない場合は、将来的なリスク評価はどのように行っているか伺います。

4、災害時リスク。由布市は、豪雨や土砂災害のリスクを抱えています。埋葬地が崩壊した場合、浸出水が湧水や泉源へ影響する可能性について検討されていますか。危機管理。計画との整合性は、どのように確保しているか伺います。

5、専門家の関与。湧水や泉源は、地質、水理構造が複雑です。水文学、地質学、温泉工学、

公衆衛生の専門家を制度的に関与させる、常設的な助言体制は必要ではありませんか。市の見解を求めます。

以上です。再質問は、この場にて行いたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、5番、高田龍也議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、湧水及び泉源を含む水資源保全と公衆衛生確保について、お答えをいたします。

由布市における湧水、泉源は、地域の生活用水供給のみならず、生態系の維持や観光資源として極めて重要な役割を担っております。このため、泉源の保護は市の水資源を守るために不可欠であり、地域の持続可能な発展に貢献をしています。具体的には、由布院地域と湯平地域においては、大分県が定める保護地域に指定され、地下水保全の枠組みの中で適切に管理されているところです。

墓地や土葬に関する許可判断については、湧水や泉源からの距離基準、地質、水理の数値基準は設けていません。また、泉源への影響評価や地下水流動解析の提出も、制度的には義務づけられていない状況です。しかし、墓地の新設に際しては、由布市墓地理葬等に関する法律施行条例に基づき、市との事前協議が義務づけられており、近隣住民への説明会を開催して十分な情報提供と意見交換を行い、住民理解を得ることが求められています。特に水質への影響については重要視されており、影響が予測される場合は、設置許可が下りないことになっております。

専門家の関与と今後の方針についてですが、湧水や泉源は由布市のみならず、大分県にとっても重要な自然資源であり、その保護は地域社会の持続可能な発展に不可欠であると認識をしています。来年度以降、大分県と共同で由布市内の全ての泉源調査を実施する予定にいたしております。この調査では、成分分析だけでなく、地質、地化学調査に基づいた温泉水理モデルの作成と、温泉賦存料の算出も行う予定にしております。今後は、市内外の専門機関と連携して、専門家の意見を聞き入れた評価、助言を得る体制を構築して、湧水や泉源の保護に向けた取組を強化してまいります。

以上で、私からの答弁は終わります。他の御質問は、担当課長より答弁をいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。

湧水及び泉源を含む水資源の保全と公衆衛生の確保について、湧水の位置づけについての御質問ですが、湧水を水源としている場合は、水道法第2条により由布市水道水源保護条例を制定し、産業廃棄物処理等、水質を汚染させるおそれのある事業等については、水源保護審議会に諮問をかけ、市で規制対象事業とするかどうかの審議をしております。

次に、距離、地質、水理基準についての御質問ですが、由布市水道水源保護条例に基づきまし

て、湧水及び表流水とするものは、水源地を中心とした半径200メートルの区域を水源保護区域と指定し、水源の安全を確保しています。また、地下水面までの深度透水係数、斜面角度については、水道法では明記されておられません。

次に、専門家の関与についての御質問ですが、由布市水道水源保護条例に基づく水源保護審議会の委員に専門的知識を有する者を委嘱しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） 防災危機管理課長です。

埋葬地が崩壊した場合、浸出水が湧水や泉源へ影響する可能性について検討しているかについてですが、御案内のとおり、由布市の地形は中山間地域が多く、土砂災害等のリスクを抱えております。由布市地域防災計画に記載のある土砂災害警戒区域は960か所あり、出水期の大雨等については、特に注意が必要です。埋葬地に限らず、災害発生時には水の濁り等につながり、影響を及ぼすことも考えられます。由布市地域防災計画の中では、そうした災害に備え、最小限度必要な飲料水を供給できるよう、給水計画を立てる中で対応することとしており、現在も大雨等の災害で濁りが出たときには同様の対応をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

それでは、再質問をしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど答弁の中で、市長のほうから近隣住民との話合いもあるということではありましたが、この明確な近隣住民、水源地等からの距離を教えてくださいんのですが、お願いできますか、対象となる住民の。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。お答えします。

住宅から100メートル以内となっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 住宅から100メートル以内となると、仮に、先ほど由布市は中山間地であるという防災危機管理課長からの話がありましたが、事例が起きていないときにこういうこと言っちゃいけないよという話になるかもしれませんが、山の上のほう、民家から離れた山の上等で、もしこのような土葬とか墓地計画が上がった場合には、今の現状ではどのような対処をされているのか教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） お答えします。

今土葬の許可申請がありましたら、まず事前協議を行う中で、由布市墓地埋葬等に関する法律施行条例に定める許可基準に適合するかどうかを、まず確認いたします。特に土葬につきましては、条例第4条第5項において、公衆衛生、その他公共の福祉の見地から必要な条件を付すことができると規定されていますので、地質調査をはじめ温泉や泉源、地下水脈への影響、流動解析など専門的な調査を求めます。その後、住民説明会を開催します。今言った100メートル以内ではなくて、住民説明会を開催します。住民説明会は、公共の福祉の観点からも非常に重要なものであると考えております。そこでいただいた意見も踏まえて、市の環境審議会、必要に応じては県の環境審議会の専門家の方々の意見もいただきながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

それで、今先ほど言われた距離基準なんですが、現行の条例の規則では、住民説明会を開催するのは設置予定地より100メートル以内となっております。ですが、公共の福祉の観点から、広範囲な人に意見を聞かなければならないと考えておりますので、この第4条第5項において、距離基準を省く、撤廃するというのではなくて、規則の改正を含めて今のところ検討しているところであります。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

先ほど小山議員の一般質問の中で、最後のほう、副市長が許可申請の部分でDX化を進めていくという話が出ていました。その場合には、規約等が明確にしとかなないといけないというような答えがあったと思いますが、現状、今環境課長が言っていただきましたように、市長答弁等でもありました、水道課長の答弁でもありましたが、現在明確な基準となるような規定、条例はあるんですが、中身の規定がない、浸透係数等に対してもないということなんですが、今後AI等DXを活用してやっていく場合には、基準がないとなかなかできないのかなと思いますが、その点、何らかの基準は現状でお持ちなのでしょうか。その基準があるかということは、今、ないということは聞いていますが、おおよそこれぐらいの数値は必要ではないのかということは、水道課、環境課等で何かお持ちでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） お答えします。

先ほども言ったとおり、明確な基準はありません。ですが、必要があれば、先ほど言った専門家の方々の意見を聞いた上で、内規で定めて審査していきたいと思っております。いずれにしても、公

衆衛生の確保と地域住民の方の理解という観点を踏まえて、慎重にこの件につきましては判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 内規ということがありましたので、ちょっとこのことは後ほどまた質問の中で活用したいと思います。

今私が質問で上げている部分で、浸透係数という言葉が出てきております。これは土質に対する浸透係数です。一昨年前、湯布院町川西で土砂崩れがありました。あそこは表土が黒ボクであり、表層で大体50センチまでの黒ボクであって、その下が石礫がもう何メートルと続いているという地層です。倒壊しやすいんですね。ましてや水を出しやすい地域となっています。

土木に関することは、一番詳しい方は建設課長かと思いますが、建設課長、土質に対する浸透係数の高い低い、どのような影響を鑑みて浸透係数というものが策定されているか、ちょっと説明をいただければ助かります。

○議長（佐藤 孝昭君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。

浸透係数については、土質の中を水が通りやすい、通りにくい、砂利とか礫のところは通りやすい。粘土等、そういう物質のところは通りにくいということで、解釈しております。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

急な質問だったと思いますが、今言われているように、土質の浸透係数によって水がどう流れるかということが出てくるんですね。浸透係数は、極端に低い場合はその中に水が滞在します。ですが、これ土葬した場合になるんですが、土葬で御遺体がある場合には、水が多い、浸透係数が低いということは水がなかなか流れにくいということで、腐敗とかが起りやすい。ましてや水が飽和状態、一定の数値を超えると土砂は崩れますので、水をためやすいということになると壊れやすい、横移動をしやすくなっております。極端に高い場合は、もうどんどんどんどん水が流れていく、御遺体から何か浸水していくという形は考えられると思うんですが、そうなった場合に、この明確な基準は設置するべきではないのかなと思うんですが、基準等の設置、今ないことなので、これは総務課課長、どうでしょうか。今後、このような数値、明確化するべきではないのかなと思うんですが、これは基準がないということに対しての弊害が起こるのではないかなというところでの質問です。

○議長（佐藤 孝昭君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。

御指名なのでお答えはいたしますが、その辺の事象によつての必要性というのは、それぞれ担当部署の中で御判断をいただくということが先決だろうと思いますので、一般的には、何か必要なものというのは、数値的なものの基準が必要だという認識は持っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） これを、私なぜこの基準が大事じゃないのかということは今しきりに聞いているかということ、今環境課長もそうですし、今総務課長のほうからも担当課が決めることであるという話もあつてますんで、先ほど内規があるということでしたし、条例の中で住宅から100メートルとか、今基準は設けられておりますが、その内規等で、今後話していきます、もし申請があつた場合なんです、申請に対しての直接的な法的拘束力とかはどうなんでしょうか。これは申請があつた場合の法的解釈になりますので、これ総務課長、いま一度、内規でした場合の法的拘束力があるのかを、ちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 内規というか、その条例ではない、その下部の部分の規定とか、その辺での数値というのが法的な拘束力を持つかというのは、非常に危うい部分はあるんじゃないかと思っております、一般論ですが。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） もう一般論ということは、世間一般的にそう思うということだと思います。そうであれば、仮に申請した方々が内規によって不許可をしたと、条件をつけた場合には訴訟されるのではないのかなと思うんですね。そうなつた場合には、処分の根本的な法令を教えてください、条例を教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

先ほどの浸透係数とかいう規制がないということです。これはもう国の法律でもないわけです。市が独自で定めると、この国の法律にないものをなぜ定めるのかという、反対に訴訟を起こされる可能性があります。それと、浸透係数というのは、由布市は山間地域ですから、場所場所によつて全然違うわけです。ですから、ケース・バイ・ケースで判断するしかないんじゃないかな、一律にこの基準で駄目ですよ、いいですよと定めるほうが危険ではないかなというふうに思います。ですから、申請があつた場合、必要があれば、そうした調査を義務づける、願います。その結果を見て、専門家の意見を聞いて判断するというのが正しいやり方だと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

そうですね、ケース・バイ・ケースということは必要だと思います。その土質がどうなっているかということは、申請者がしっかり調べた上で浸透係数等を表明しないことには、こちらからこの土質は浸透係数、これならこういうふうにしてくださいよねということを、今市長が言われているように、ケース・バイ・ケースであって、申請者からしてもらおうということが大事だと思っていますので、内規ではなくて、私は条例が必要ではないかなということで質問させていただいております。

であれば、専門的な見地が必要という形になりましたが、水道課長、専門的な見地というところで、そういうところをお願いするということができるのは、今水道課のほうでしか説明を聞けなかったんですが、今、産業廃棄物としての審議会とかをしていただけるという話なんです、もし土葬等をした場合には、この土葬する御遺体は産業廃棄物として、そのような審議会を水道課でかけるという形でもよろしいんですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。

そもそも御遺体を廃棄物というふうに扱うというようなものではないと思っています。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） だと思います。私もそう思います。

いや、今それをなぜ聞いたかということ、市長が専門的な見地をいただいてということと言われましたので、今話していく中で、土葬する場合、専門的な知識を、何もなくて土葬があるようなので、専門的な皆さんにお聞きしたいですということを、由布市はされるという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 先ほど水道課長が答えた中の産業廃棄物処理等というのは、代表的な事業を挙げたにすぎないと思います。ですから、そういったものが、いろんな事業が行われる場合、水源から何百メートルという規定は今あるんですけども、土葬にしても何にしても、その影響が懸念される場合は、ちゃんとした審議会なりを設けて判断するようになると思います。また当然その中には、専門家の御意見を伺うようなシステムになると思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

そうですね。そのようにしっかりと審議会を設置するということ、今市長が言っていましたので、それもしっかりと条例をつくった上で明記しているほうが、私は今後DX化、AIを活用した、職員の皆さんの仕事量が減るであろうと、この間、昨日おとといですか、合同新聞

に載っていましたが、そういうのを活用するためには、しっかりとした基準が必要になってくるのではないのかなと思います。

先ほど市長が言ってくれたので、私これを後で聞こうと思っていましたが、由布市独自で条例等をしてしまった場合には、逆に訴訟を受けるのではないのかという、私も懸念しています。ですが、我が由布市には、旧湯布院町で潤いのある町づくり条例というものができております。これNHKの昔、プロジェクトXですかね、NHKの名前言っていいんですよ、公共放送なんです、プロジェクトXで、その当時の湯布院町の職員の皆さんが、リゾートホテル、リゾートマンション、そういうものができるので、現状の湯布院町の景観であり観光業を守らないといけないということで、そういうものはほかの他市にはありませんし、国のほうにもそのような法律がなかったということで、開発規制、規制って言うていいのか、そこは濁さないといけないのかなと思うところがありますが、ほかの他市にはない条例をその当時の湯布院町はつくり上げました。で、今その条例を由布市でも活用して、由布市の観光、湯布院町の景観等を守るということを行っております。

であれば私も、その当時条例をつくろうとした職員の皆さん、またそのときの町民の皆さんは、湯布院町を後世に残したい、しっかりと継続して豊かな湯布院町を守っていききたいということで条例を作成にいろいろ頑張ったということで、今現在も条例を使われております。そうであれば、私はいま一度、由布市としてしっかりと条例等が必要ではないのか。私たちの子や孫世代にも、しっかりとこの豊かな由布市を守っていくためには必要ではないのかなと思いますが、いま一度、市長、御答弁をいただけますでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

そういうことから、市では、由布市墓地埋葬等に関する法律施行条例というものを定めております。それに基づいて、さっき説明したように、事前協議が義務づけられて、やっているということで、個別具体的な数値は、先ほども言いましたように、地形で全部違いますから、どこにつくる場合、場所によっても変わってくるんで、そういったものまでは定めていませんけども、基本的な事項については、事前協議だとか近隣の住民の皆さんへの説明会の開催だとか、場合によっては地質調査、環境影響調査、そういったものを求めるということ、今の条例で求めているというふうに解釈をしております。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

市長、私も同じ考えです。ケース・バイ・ケースで、なかなか個別具体的には難しいかもしれないという話は、私も一緒の思いです。ですが、もし仮に、議場で仮の話をしていいのかなと

常々思っているんですが、仮の話をして、仮に土葬をされて、何らかの御遺体から病原菌であったりウイルスであったり、病原菌とウイルス一緒か、何らかの人体や環境に影響を及ぼす物質が出た場合には、先ほど湧水であったり泉源は分からないものだという言葉がありました。もし、埋めて何か影響が出たときには、不可逆的にどこからどこまでが悪くて、どこがいいかということとは分かんないんですね。そうなった場合、今はもう取り返しがつかない、もう不可逆的に、もう後世取り戻すことができないというような考えにいったときには、しっかりと明記も必要だと思いますし、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応ができるような制度も必要になってくるのではないかなと思っていますので、いま一度お聞きします。

今後、今由布市にある由布市墓地埋葬等に関する法律施行条例の中に、落ち度とは言いませんが、もう少し足したほうがいいのかと思う項目等があれば、水道課長、環境課長、建設課長、御答弁いただければ助かります。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） お答えします。

不備というか、先ほども申し上げましたとおり、規則の中で、住民説明会に対しては申請地から100メートル以内ということになっていますので、その部分だけが私は気になると思います。なので、その見直し、そのままいけるのか、公共の福祉に基づいて条件を付すということで、もう皆さんに説明会をしてくださいというのか、その辺は今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。

水道課といたしましては、水源がというところがございますので、水源保護条例についての御説明になるかと思いますが、先ほど市長もお話しましたように、対象となるものが条例の中で幾つかあるんですが、その中で、その他水源の水質を汚染させ、もしくは汚濁させるおそれがある事業、またはその水源の水量に影響を及ぼすおそれのある事業で、市長が認める事業ということですので、まずその土葬の話が出た場合は、そういったことで水源保護条例の対象になるかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。

私のほうから、ちょっとお答えできる話はないかなと思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ないっていうんでは仕方ないかなと。

ならば、防災危機管理課長、今言ったような形で、防災危機管理課長として何かこうしたほうがいいんじゃない、付け加えたほうがいいのか、懸念があるのではないかというようなことがあれば、一言いただけると助かりますが。

○議長（佐藤 孝昭君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） 防災危機管理課長です。

防災危機管理課としましては、地域防災計画に基づいて対応していくというものになります。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間早いんですが、もうまとめに入ろうかなと思います。

今回、質問して回答いただく中で、やはり私としては、条例レベルの明確な根拠がないことには、なかなか申請があったりとか、行政の皆さんが許可、認可する場合にも、なかなか御苦労される話ではないのかなということを痛感しました。もしよろしければ、今後、改正案等が由布市行政から出てくることを強く望みます。

大体3月議会は、私は、退職される議場にいらっしゃる課長の皆さん、一言いかがですかという話をいつもしていたんですが、今私が見渡すと、皆さん目をそらすんですね。であれば、やめておきます。最終日にも、一言御挨拶させていただければ大変助かります。

今後は、しっかりと今この土葬等のない今から、今は由布市はない、ですが、今後起こるであろうという課題に関しては、しっかりと皆さんとこの議場の場でしっかりと協議をして、よりよい由布市を残していくために、どのような努力をしたらいいかということと共に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、高田龍也の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、5番、高田龍也議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、今回の一般質問は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月9日の午前10時から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時44分散会
